第 1 回水位操作WG(2005. 6. 29 開催)結果報告

2005. 7. 19 庶務発信

開催日時: 2005年6月29日(水)16:00~19:04

場 所: | 京都リサーチパーク西地区 4 号館 2 階 ルーム 1

参加者数: WGメンバー委員7名、WGメンバー外委員6名、河川管理者28名

1. 決定事項

・WGメンバー間でMLを作成する。

・水位操作WGの配付資料、結果報告、結果概要は公開する。議事録は非公開とする。

2. 報告の概要

①水位操作WGメンバーについて

庶務より、報告資料1「水位操作WG委員名簿」を用いて、説明がなされた。

3. 審議の概要

①水位操作WGの任務、過去の水位操作WGでの検討結果確認

委員長より、WG設置の経緯と委員会の要請について説明がなされた後、西野WGリーダーより、審議資料 1-2「水位操作意見書論点整理」および審議資料 3 「琵琶湖の水位と生態系への影響」を用いて説明がなされた。

・水位操作WGでは、事業中のダムに関わる水位操作の論点整理を中心とした議論を行い、8月中に中間的 な論点整理を全体委員会に提出して頂きたい(委員長)。

②水位操作WGでの検討課題

審議資料 1-2「水位操作意見書論点整理」、審議資料 3「琵琶湖の生態系保全に向けた水位操作の順応的な 取り組み」を参考に、WGの検討課題について意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。

○水位操作のあり方について

- ・「水位操作はどうあるべきか」という議論よりも、事業中のダムに関連した水位操作について議論すべき。 例えば、丹生ダムによって本当に琵琶湖の環境が守れるのか。本当に必要なときにダムに水があるのか。 現在の瀬田川操作規則を変更した場合に増加する治水上のリスクをカバーする方法について、天ヶ瀬ダム 再開発による放流量増加と関連させた検討を行う等、ダムに関連した課題を検討する必要がある。
 - ←水位操作WGの任務として「夏期制限水位を変更することによって生じる事象をデータに基づいて検証する」というのは理解できるが、「必要な時に丹生ダムに水があるかどうか」は本来はダムWGで検討すべきことではないか(西野WGリーダー)。

○瀬田川洗堰の操作規則変更について

- ・洗堰の操作規則見直しは非常に難しいというのはわかるが、一体、何が難しいのか。河川管理者には、操作規則を変える場合に必要な調整や具体的なプロセス、課題をまとめて出してほしい。
 - ←洗堰の操作規則を変更するとした場合の課題についてはまとめさせて頂きたい。洗堰の操作規則は、 未来永劫変更されないものではなく、必要に応じて変更することは可能と考えている(河川管理者)。
- ・渇水年には利水面での問題が出てくるが、夏期制限水位を上げれば利水安全度も高まる。当面は、利水を 除いた検討をしても問題ないのではないかと考えている(西野WGリーダー)。
 - ←「夏期制限水位を上げれば利水面が有利になるからよい」と決めつけることはできない。利水面で有利になる一方で、治水面で犠牲になるものも出てくる。そこで負担金の話になるのかどうか。1億m³の利水容量がプラスになるからといって、それで済む話なのか。
- ・夏期制限水位を±0cmまで上げれば、降雨時の水位は現行の操作規則よりも上昇してしまい、より素早く 急激に水位を低下する必要が出てくるのではないか。
 - ←洪水期は、前期(梅雨期)と後期(台風期)に分けて考えるべきだと思っている。梅雨期には水位が 上昇しても一定期間水位を維持してから低下させる一方で、台風期には急激に水位を下げても仕方が

ないのではないかと考えている(西野WGリーダー)。

- ・夏期制限水位を上げた場合の治水リスクを琵琶湖だけで考えてよいのか。下流に治水リスクの分散を求めた上で洪水リスクと環境問題をバランスさせるという考え方も成り立つ。
 - ←全閉操作すれば下流の状況は変わらない。全閉操作を見直すということになれば、上流と下流でどう リスクを分散するかという話になる(河川管理者)。
 - ←下流側から見れば、瀬田川は自然の峡谷。「峡谷を開くのはよいが、下流が危険な場合は開くな」というのは当たり前の要求だろう。
 - ←河川管理者には、洗堰の操作規則変更による下流へ洪水リスク分散についても検討して頂きたい(西野WGリーダー)。
- ・河川管理者が「ダムは必要」と言えば、当然、流域委員会は「洗堰の操作規則の見直し、夏期制限水位の 見直しが必要」とし、議論の遡上に上がってくる。また河川管理者は、ダムによるダムサイト周辺の環境 と琵琶湖への影響は少ないと言っているが、不確定要因を考慮していない。「ダムは必要」ということに なれば、委員会はその点について意見を出すことになる。つまり、流域を将来的にどう管理していくのか という議論になっていく。河川法の趣旨から言えば、そこまで含めた検討があってもよい。

○河川管理者への要請

水位操作のあり方のついての意見交換のなかで、以下の内容について、河川管理者への要請があった。

- ・淀川の水位変化と産卵状況に関するデータを出して頂きたい。また、琵琶湖における雨量・水位・魚類の 産卵状況についてもデータを整理して頂きたい。
- ・洗堰の操作規則を変える場合に必要な調整や具体的なプロセス、課題を整理してほしい。また、必要な時に に 丹生ダムに 水があるのかどうか、 具体的なデータを示してほしい(ダム周辺の 雨量と 積雪量を分けた検 計等)。
- ・利水者撤退問題と撤退ルール、河川管理者と水道事業者の関係について情報を提供して頂きたい。
- ・既往最大の水位低下-123cm における貝類の死亡率が河川管理者から出されているが、水位低下が-50cm、-70cm、-90cm ならどうなるか。20cm ごとの死亡率の推定値を出して頂きたい。ヨシについても同様の方法でデータを整理して頂きたい。
- ・洪水期の急激な水位上昇と水位低下については、シミュレーション結果がダムWGの資料として提出されている。次回のWGで再度資料を提出して頂きたい。
- ・夏期制限水位を上げた場合の氾濫面積と浸水時間を出して頂きたい。対象とする洪水は、ダムWGのシミュレーションに合わせて(既往最大、昭和28年9月、昭和36年6月)お願いしたい。
- ・夏期制限水位を上げた場合には、下流に治水リスクの分散を求めた上で洪水リスクと環境問題をバランス させるという考え方も成り立つ。河川管理者には、洗堰の操作規則変更による下流へ洪水リスク分散につ いても検討をして頂きたい。
- ・夏期制限水位を上げれば、冠水域が増加すると思われる。BSL+20cm、Ocm、-20cmといったように20cm 毎に冠水域の面積とヨシ帯の面積を出して頂きたい。
- ※このお知らせは委員の皆様に主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。